

○桐生市商業者情報発信サイト運営要綱

(令和3年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、インターネット上に桐生市商業者情報発信サイトを設置することに関し、必要な事項を定め、桐生市の商業者を内外に発信することを推進し、もって桐生市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 桐生市商業者情報発信サイト インターネットによる桐生市の商業者の情報発信サイト
- (2) 利用者 インターネットにより桐生市商業者情報発信サイトを閲覧し、又は掲載情報を利用する者
- (3) 事業者 インターネットにより桐生市商業者情報発信サイトに事業者基礎データを登録し、又は商品、サービス等の情報を提供する商業者

(サービスの内容)

第3条 桐生市商業者情報発信サイトは、次に掲げるサービスの提供を行う。

- (1) 桐生市の商業者の経営を支援するため、事業者の商品、サービス等の情報を掲載し、広くPRすること。
- (2) 桐生市で創業を希望する者に、桐生市、群馬県または国が実施する商業振興施策及び創業支援施策等を活用した事例を紹介し、もって桐生市における創業者の創出に寄与すること。
- (3) 桐生市の商業者の振興に寄与する情報を広く提供すること。

(対象となる事業者)

第4条 桐生市商業者情報発信サイトに情報を掲載できる商業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で小売業、飲食業又はサービス業等を営む者で、街なかの活性化及び賑わいの創出に寄与すると認められるもの
- (2) 桐生市、群馬県又は国が実施する商業振興施策および創業支援施策等を活用して、市内で創業し、事業展開している者

(事業者の登録)

第5条 事業者として登録しようとする者は、あらかじめ市長へ登録申込書(様式第1号)を提出し、申込みを行わなければならない。

2 市長は、登録の申込みを行った事業者が、前条に規定する要件を満たすと認めるときは、企業情報を掲載する。

(登録情報の取扱い)

第6条 事業者は、事業者データ(以下「登録情報」という。)の登録の申込みをする際、虚偽の内容を申請してはならない。

2 事業者は、登録情報に変更が生じた場合には、市長に対し、登録内容変更等申請書(様式第2号)を提出し、速やかに当該情報の変更登録申請を行わなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の承諾を得ることなく登録情報を修正し、又は削除できるものとする。

(1) 事業者の行為が第8条に規定する禁止事項に該当すると市長が認める場合

(2) 登録情報が明らかに事実と異なると市長が認める場合

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがある場合

(登録料)

第7条 桐生市事業者情報発信サイトの登録料は、無料とする。ただし、利用に必要な機器に関する費用、通信費等は、全て利用者及び事業者(以下「利用者等」という。)の負担とする。

(禁止事項)

第8条 利用者等は、桐生市事業者情報発信サイトの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 桐生市事業者情報発信サイトの設置目的を逸脱して利用する行為

(2) 公序良俗に反する行為及び犯罪に関する行為

(3) 風俗営業等を行う事業者による登録行為

(4) 個人情報を侵害する行為

(5) 事業者に対する侵害行為

(6) 桐生市事業者情報発信サイトの運営に支障を来し、又は信用を毀損する行為

(7) その他法令、告示に違反し、又は違反するおそれのある行為

(転載等の制限)

第9条 桐生市事業者情報発信サイトの著作権は、桐生市に帰属する。

2 利用者等は、桐生市事業者情報発信サイトに掲載した情報について、事業者が自らの登録情報を他へ転載する場合を除き、市長の承諾なしに転載してはならない。

(責任の所在)

第10条 利用者等は、自己の判断と責任において桐生市事業者情報発信サイトを利用するものとする。

2 桐生市は、桐生市事業者情報発信サイトで提供する登録情報の正確性、有用性等に対して一切の責任を負わない。

- 3 利用者等は、桐生市商業者情報発信サイトの利用により損害を被った場合又は他者に損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって誠実に解決するものとする。
- 4 市長は、利用者等が故意若しくは重大な過失により又はこの要綱に違反して桐生市に損害を与えた場合は、利用者等に損害賠償を求めることができる。
(桐生市商業者情報発信サイトの停止)

第11条 市長は、サーバーメンテナンス、第8条に規定する事項の発生、天災その他の不慮のトラブルが発生した場合には、利用者等に通知すること及び利用者等の承諾を得ることなく、桐生市商業者情報発信サイトの一部又は全部を停止することができる。

- 2 桐生市は、前項の規定による桐生市商業者情報発信サイトの停止により利用者等に損害が生じても何らの責任を負わない。
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、桐生市商業者情報発信サイトの利用及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第5条関係)

登録申込書
[別紙参照]

様式第2(第6条関係)

登録内容変更等申請書
[別紙参照]